

お知らせ

修学資金と就学支度資金



## 母子・父子寡婦福祉資金の貸し付けを行います

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

母子・父子家庭や両親のいない子どもの修学資金と就学支度資金の貸し付けを行います。

### ○修学資金 (高校以上に通学するために必要とする費用)

授業料、教材費、交通費などを修学期間中に継続的に貸し付け…月額 18,000 円～ 183,000 円

### ○就学支度資金 (入学時に直接必要とする被服・履物などの購入費)

入学時に 1 回に限り貸し付け…63,100 円～ 590,000 円  
※金額は学校の種別や自宅・自宅外通学により異なります。

### ○返済方法など

**返済**／学校を卒業してから 6 か月経過した後から返済開始 (返済期間：最長 20 年)

**保証人**／身元確認者が 1 人必要

**利子**／利子なし※ただし返済が遅れた場合は年 3 % の違約金が発生

### ○申込み

12 月 25 日 (木) までに子育て支援課窓口へお越しください。窓口で申請書類の配布と面接日程などの調整をします。

お知らせ

気付いたらすぐに連絡を



## 「189 知らせて守る子どもの未来」11 月は児童虐待防止推進月間

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

児童虐待の相談件数は年々増加し、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。

### ○児童虐待とは

**身体的虐待**／殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど  
**性的虐待**／子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

**ネグレクト**／家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、重い病気になるっても病院に連れて行かないなど

**心理的虐待**／言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間で差別的扱いをする、子どもの目の前で家族に暴力をふるう (DV) など

### ○虐待を発見したら

迷わずご連絡ください。名前や連絡内容に関する秘密は厳守します (匿名可)。また、虐待をしてしまった、虐待をしそうで悩んでいる場合にもご相談ください。

### ○連絡先

- 子育て支援課 (979-8133)
- 県東部児童相談所 (920-2085)
- 東部地区虐待夜間休日緊急連絡先 (922-4199)
- 児童相談所全国共通ダイヤル (189)

お知らせ

ご意見お待ちしております



## 田方広域都市計画の変更に関する案の縦覧

問合せ先／県都市計画課 (054-221-3062) 町都市計画課 (979-8117)

### ○縦覧期間

12 月 11 日 (金) ～ 12 月 25 日 (金)  
※閉庁日および職員の勤務時間外を除く

### ○縦覧場所

県都市計画課、町都市計画課※県都市計画課ホームページでも閲覧できます。

### ○内容

①都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更②区域区分の変更

### ○意見書の提出

意見がある場合は意見書に記入し、12 月 25 日 (金) 17 時 15 分 (必着) までに郵送または持参で、県都市計画課または町都市計画課まで提出してください。意見書の参考文例は県都市計画課ホームページから入手できます。

**郵送先**／県都市計画課 (〒 420-8601 静岡県葵区追手町 9-6)

**県都市計画課ホームページ**／

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510a/02-0juran.html>



お知らせ

期限内に届け出をお願いします



## 家屋を取り壊したら届け出をしてください

問合せ先／税務課 (979-8108)

令和 2 年 1 月 2 日～令和 3 年 1 月 1 日までの間に家屋を取り壊した場合には、令和 3 年 2 月 1 日 (月) までに税務課資産税係へ「家屋滅失届」を提出してください。

なお、登記している家屋で令和 3 年 1 月 1 日までに滅失登記がお済みの場合は、税務課への届け出は不要です。

※滅失登記とは、家屋を取り壊したときに登記内容を全部除去するための登記です。

### ○持ち物

家屋滅失届、所有者の印鑑、家屋を取り壊したことがわかる書類 (解体証明書や取り壊した時の領収書)

### ○その他

家屋滅失届は町ホームページからダウンロードできます。郵送を希望する人はご連絡ください。

お知らせ

期限内に申告をお願いします



## 償却資産の申告を忘れずに

提出・問合せ先／税務課 (979-8108)

法人や個人で、令和 3 年 1 月 1 日現在、町内に土地や家屋以外の事業用資産を所有している場合、「償却資産申告書」の提出が必要となります。

償却資産の申告書の郵送を希望される人は、税務課までご連絡ください。

### ○申告期限

令和 3 年 2 月 1 日 (月)

お知らせ

期限内に申告をお願いします

## 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税・都市計画税の減免措置

問合せ先／税務課 (979-8108)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、中小企業・小規模事業者が所有する事業用家屋および償却資産について、令和 3 年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準額を事業収入の減少割合に応じて、ゼロまたは 2 分の 1 とする軽減措置を受けることができます。

※申告期間を過ぎると軽減措置を受けることができません。必ず期間内に申告をお願いします。

### ○対象

2 月から 10 月までの任意の連続する 3 か月間の事業収入が、前年の同期間における事業収入と比較して、30% 以上減少している中小企業・小規模事業者が所有する事業用家屋 (居住の用に供している部分は対象外) および償却資産。  
※土地は対象外

### ○事業収入の減少幅と軽減率

50% 以上減少している場合：全額  
30% 以上 50% 未満減少している場合：2 分の 1

### ○特例適用期間

令和 3 年度課税分に限る。

### ○申込み

令和 3 年 1 月 4 日 (月)～令和 3 年 2 月 1 日 (月) に特例申告書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて税務課へ申告してください。特例申告書は税務課窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

詳細は町ホームページでご確認いただくか税務課にお問い合わせください。

**必要書類**／収入減を示す書類 (会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写しなど)、事業専用割合を示す書類 (青色申告決算書、収支内訳書の写しなど) ※事前に認定経営革新等支援機関等 (国の認定を受けた税理士、函南町商工会など) に、①中小企業・小規模事業者であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受けてください。

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベントの中止など掲載内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベントの中止など掲載内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。